

## 安芸高田市入城 500 年記念事業企画運営委員会会則

### (目的)

第 1 条 本会則は、安芸高田市入城 500 年記念事業実行委員会会則（以下「実行委員会会則」という。）第 10 条第 4 項の規定に基づき、安芸高田市入城 500 年記念事業企画運営委員会（以下「企画委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員長及び副委員長)

第 2 条 企画委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は企画運営委員会委員（以下「企画委員」という。）の互選により決定する。

### (委員長及び副委員長の職務)

第 3 条 委員長は、企画委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 企画委員会の会議（以下「会議」という。）は、企画委員をもって構成する。

2 会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議を主宰する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、書面をもって会議に代えることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (報酬及び旅費)

第 5 条 企画委員は無報酬とする。ただし、企画委員会の活動のために旅行する場合は、安芸高田市職員の旅費に関する条例（平成 16 年安芸高田市条例第 46 号）の規定に準じて旅費を支給する。

### (その他)

第 6 条 この会則に定めるもののほか、企画委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この会則は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

企画運営委員会委員

(実行委員会会則第10条第2項の規定により実行委員会会長が指名した者)

所属・役職
安芸高田市教育委員会事務局 教育次長
安芸高田市総務部秘書広報課 課長
安芸高田市企画部政策企画課 課長
安芸高田市産業部商工観光課 課長
安芸高田市教育委員会事務局生涯学習課 課長
安芸高田市総務部秘書広報課秘書広報係 係長
安芸高田市企画部政策企画課地方創生推進係 係長
安芸高田市産業部商工観光課観光係 係長
安芸高田市歴史民俗博物館 副館長
広島県環境県民局文化芸術課文化創造グループ 主査
道の駅 三矢の里あきたかた 駅長
安芸高田市郡山城史跡ガイド協会 会員
安芸高田市商工会 事務局長